福彩支援ニュース 第8号 2016.1

発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会

ウェブサイト http://fukusaishien.com/
電子メール apply@fukusaishien.com
郵便振替口座番号 00130-7-550500　郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】
吉廣慶子（みさと法律事務所）　341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F　みさと法律事務所　tel：048-960-0591　fax：048-960-0592
北浦恵美　tel：04-2943-7578 fax：04-2943-7582

第8回期日、第3次提訴が合流
胸を打つ女性原告の陳述に
法廷の空気が一転

次回は1/27(水)！15時開廷

★ 傍聴希望の方は、14：20までにさいたま地裁Ｂ棟前にお越し下さい。

第８回期日（2015/11/25）報告

福島原発さいたま訴訟を支援する会事務局

2015 年 11 月 25 日の福島原発さいたま訴訟第 8 回期日、寒い小雨の降る中、傍聴においで頂いた皆様、本当にありがとうございました。

第 3 次追加提訴で福彩訴訟に加わった原告女性の意見陳述は、本当に胸を打つものでした。

「私は子供たちを守るために避難したはずなのに、親としてやっていいことと悪いこともわからなくなって、子供を十分に守れない、そんな精神状態に陥ってしまいました。……避難生活は家族の棲む場所をばらばらにしただけでなく、家族の心までもばらばらにしてしまいました。……穏やかな日常、子育ての方針、誰にとっても当然の生活を、原発事故ですべて失いました。自主避難とされる自分の選択が世の中から否定され、いけないことをしているのだろうかとますます自分を責めました」

勇気をもって自らの想い、被害の実態を真正面から語ってくださった言葉の一つひとつが、本当に重く響き、突き刺さりました。無表情な裁判長の表情もいつもと違っていました。

ここに立つまでに、どんなにつらい長い時を経たことか、そして、それを乗り越えることがどんなに大変なことか、そして、これからも、いくつもの壁が立ちはだかり……それは、心ない言葉だったり、住宅支援打ち切りだったり、避難する必要はない、とする国や東電であり、その主張をうのみにする動き。

意見陳述の最後に、原告女性は幼い娘さんの書いた作文を読んでくれました。

「私は地震と聞くと体が震えます。友達と別れなくちゃ

いけなくなった。ママの頭がおかしくなっちゃった。」

幼い子供たちはどんなに大変で不安で切ない想いをしたことでしょう。けれど、意見陳述を終えて、報告集会で皆から大きな拍手を受けたお母さんを見て、誇らしく思ったことだろう、と思います。

この陳述は裁判所の良心を呼び覚ましたと、思います。語られる言葉が、こんなにも力を持つこと、心からの真実の訴えでした。この被害に対し、裁判所が正義を持って報いることを心から願います。どうぞ皆様、次回も傍聴に足をお運びくださいますようお願いいたします。

次回期日は2016年1月27日（水）午後3時からです。

次々回以降も決まりました。

4月13日（水）午後3時、**6月22日**（水）午後3時

どうぞよろしくお願いいたします。

（以上、北浦恵美・福彩支援代表）

裁判後に行われた**報告集会**では、東京で賠償請求訴訟を行っている原告が、「東京都では 2017 年 3 月の住宅支援の打ち切りをにらんで避難者の追い出しが進められている。ようやく生活が落ち着いてきたところに、今いる住宅をいったん出ろ、という不条理。抽選や家賃の高さと同時に、家を追い出される恐怖と不安。ようやく地域のコミュニティに馴染んできた高齢者や子どもたちの生活がずたずたにされる」と訴えました。

この日意見陳述を行った福彩訴訟原告の女性も、「住宅提供の打ち切り方針を聞いて、いつも不安に苛まれ、頭がおかしくなりそう。多くの避難者、とくに女性が同様に訴えています」と語りました。

裁判所、被告との進行協議を終えた弁護団は、今後の裁判の進行について、「国側は、今後 2 回にわけて、津波の予見の可否に関する反論を展開する見込み。また、東電側は放射線の健康被害の有無に関する主張をする見込みで、ようするに“原告たちは避難する必要はなかった”という主張をするようだ」と見ています。

弁護団長の中山福二弁護士は、「これまでは原告側がいわば一方的に主張する展開だったが、これからは被告側とがっぷり四つに組む闘いとなります。いっそ

うのご支援をよろしく！」と力強くアピールしました。

事務局では、2015年に引き続き、3月20日（日・春分の日）に市民会館うらわで、反原発訴訟の先頭に立つ河合弘之弁護士の映画第2弾『**日本と原発4年後**』と、原告・弁護団の訴えを合わせた**自主上映会**を開催します（▶ **詳細は本紙最終面**）。また、これまで4回にわたって行われた福彩訴訟原告の意見陳述と裁判の訴状を一冊にまとめた資料集の作成も計画しています。

裁判の進行は予断を許しません。避難者への国や自治体の支援打ち切りが表明される中、避難者の状況は厳しさを増しています。裁判の傍聴を含め、2016 年もさらなるご支援をよろしくお願い申し上げます。

（以上、桂川 潤・福彩支援事務局）

第8回期日 原告意見陳述書（全文）

平成 26 年（ワ）第 501 号等　　損害賠償請求事件
原　告
被　告　　国，東京電力株式会社

原告意見陳述書

2015（平成 27）年 11 月 25 日
さいたま地方裁判所第 2 民事部合議係　御中

原　告　　河井　加緒理

1　私は，福島第一原発事故で大量にまき散らされた放射性物質による健康被害を避けるため，平成 23 年 3 月 14 日，当時 5 歳の長男と 3 歳の長女を連れて，

いわき市の自宅から避難しました。事故後４年半以上たった今も，埼玉県内の県営住宅で避難生活を続けています。

2　自宅があるいわき市には，強制的な避難指示はありませんでした。しかし，絶対安全と言われてきた原発が，１号機，３号機と爆発を続ける一方で，「直ちに健康に影響はない」との説明に終始する国の発言に，「将来の子供たちの健康被害はどうでもいいのか」と怒りがこみ上げ，もはや何も信用できなくなりました。そして，とにかく子供たちを守るために避難することを決意しました。避難すると言っても，行くあてもなく，ガソリンも水も十分にはなく，その先の不安を並べたらきりがありませんでした。それでも，避難指示で着の身着のまま避難を強いられた人よりは恵まれていることに感謝して，車１台に最低限の荷物だけ積み，とにかく子供たちを守りたい一心で避難しました。

3　栃木県に入り，ガソリンが底を尽きかけたところで，ようやく避難所を見つけました。避難所には，避難指示を受けて避難してきた方も自主的に避難してきた方もいましたが，協力して共同生活を送りました。

しかし４月に入ると，自主避難の方たちの会社や学校が始まり，福島へ帰る人が現れ始め，避難者同士の衝突が出てきました。私の子供たちは年配の男性から「お前らは帰れるんだからさっさと帰れ，こっちは帰る家さえないんだ！！」と大きな声で怒鳴られました。帰る家があっても安全は保障されていない。自然に囲まれた安全安心な故郷を失ったのは皆同じなのに，自主避難者は肩身の狭い思いをしなければなりませんでした。当時は，いっそのこと「帰れない」と判断された方が諦めがつく，縁起でもないですが，また爆発していわきも避難区域に入れば，と何度心の中で呟いたか分かりません。こうした肩身の狭さから，私たちも避難所を出て行かざるを得なくなりました。夫の会社は再開しましたが，私は自分の仕事よりも子供を守ることを優先し，子供と私だけ避難することにし，私たち家族はバラバラの生活が始まりました。

4　避難生活の中で一番悔しく，今でもとても後悔しているのは，私の子育て方針にあった保育園を諦めざるを得なかったことです。私は，子供には自然の中で伸び伸びと自由に育ってほしかったので，いわきでの保育園選びはとても悩みました。そして，「水と土と泥が子供の全ての学びの基本である」という斎藤公子さんという方の理念を実践した保育園に共感し，子供たちを通わせました。子供たちは毎日泥んこ真っ黒になって遊びながら基礎的な体をつくり，テレビやキャラクターおもちゃに頼らずに自ら遊びを見つけ，想像力を培います。紙おむつは使いません。保育園の先生の集団指示もありません。周囲の状況から今何をしなければならないのか，自分で考えて行動する訓練をするのです。長男は小学校入学まであと１年，この保育園で学んだことの集大成となるはずでした。長女は，この保育園で幼児期に必要なことをこれから沢山学ぶはずでした。

遠縁の親戚宅にお世話になりながら，埼玉県内で従前の保育園の保育方針に近い保育園を探し，２つ見つけました。しかし，一つは満員であり避難者だからといって優先できない，と断られました。もう一つの保育園は，当選した県営の借上げ住宅から非常に遠く，また僻地のため仕事がありませんでした。夫との二重生活で経済的に苦しくなることは目に見えており，子供たちを食べさせるためには仕事をしなければなりません。遠縁の親戚宅にも長くはお世話になれないため，とにかく明日住む家と明日食べる食べ物を確保することを優先せざるを得ず，希望の保育園に通わせることを，諦めるほかありませんでした。

新しい保育園に通い始めた子供たちは，当初は戸惑いもあったようですがテレビやキャラクターものの影響を受け，「右にならえ」の集団保育に慣らされてしまいました。幼児期はあっとう間にすぎ，二度と取り返せません。あの時は，住む場所と食べる物を確保するためには，保育園を諦めるしかありませんでした。「普通の保育園に通わせたからといって，具体的に問題が生じたわけではないのだから，保育園を諦めたことくらい大したことではない」という方もいるかもしれません。でも，自分の子供に，安全な場所で，自分の子育て方針に従って，子供に通わせたい保育園に通わせるという普通のことを，なぜ私たちだけ諦めなければならないのでしょうか。そんなに贅沢を言っているとは思いません。原発事故さえなければ問題なくできたことなのです。原発事故はそんな普通の希望を

奪ったのです。この悔しさは，一生消えることはありません。

5　夫との二重生活が続く中で，子供たちも当初は「パパ，次はいつ来るの？」とせがみましたが，次第に口にしなくなりました。精神的に余裕がなくなっている私を見て我慢していたのかもしれません。夫とはすれ違いが続き，事故があった年の 11 月に離婚しました。

子供たちも環境の変化で知らず知らずのうちに色々な我慢をして，負担になっていたのだと思いますが，ぜんそくの悪化，腹痛，発熱，鼻血など度々体の不調を訴え，病院通いが増え，情緒も不安定になりました。私は仕事を終え，子供たちを病院に連れて行き，お風呂に入れ，夕飯を食べさせ，寝かせる，それで精一杯でした。事故前も共働きでしたが，夫婦で協力できましたし，精神的な余裕が全く違いました。自分でも情けないのですが，自然の中で伸び伸びと育てたいという自分の子育て方針は，精神的余裕がなくなると，どこかへ行ってしまいました。事故前は，休みの日には海，山へ散歩に出掛け，四季折々の恵みを感じ，食しました。夜はベランダから子供たちと一緒に夜空を眺めました。しかし，避難してからは，そんなことをする元気さえ無くなっていました。

先の見えない不安感が襲い，仕事で疲れているはずなのに眠れない日々，突然襲われるめまいや浮遊感，精神的にも肉体的にもギリギリの生活の中，イライラして子供に怒鳴ってしまうことが増え，しかし子供に優しくできない罪悪感にさいなまれました。子供には「ママのせいでい引っ越ししなきゃならなくなった。パパのところに行く。」と言われたこともありました。生活保護だけは受けたくなかったので，子供を育てるために仕事だけは続けなければと，体の不調を押して働き続けました。職場では異動もあり，月に 1，2 回土曜出勤が必要となりました。まだ幼い子供たちを留守番させて長女が自宅から居なくなってしまったこともありました。その時は，頭が真っ白になって，どうしたらいいのか分からなくなるほどパニックになってしまいました。

私は子供たちを守るために避難したはずなのに，親としてやっていいことと悪いことも分からなくなって，子供を十分に守れない，そんな精神状態に陥ってしまっていたのです。避難生活は，家族の住む場所をバラバラにしただけでなく，家族の心までもバラバラにしてしまいした。

そして，避難生活が 2 年になった平成 25 年 6 月に限界が来てしまい，仕事に行けなくなりました。周囲の全ての人から責められているような気がして，外に出るのが怖くなってしまい，長女の保育園の送迎と買い物以外は自宅に引きこもる生活になってしまったのです。

6　近所では，私が仕事に出掛けなくなったことで，「お金沢山もらってるんでしょ」「お宅は家賃払わなくていいんでしょうけど，わたしたちは皆，生活苦しい中で家賃を払ってるんですよ」等と言われました。確かに家賃負担がないのはとても助かります。でも，それだけです。私たち自主避難者には数十万円の賠償金が支払われただけです。それ以外は全て失いました。自然にあふれた住み慣れた自宅で，家族で穏やかな日常を過ごす，子供に自分の子育て方針で育てる，誰にとっても当然の生活を原発事故で全て失いました。

国にとって，私たち自主避難者は風評被害を助長する人，いわきや福島の方にとっては復興も手伝わずに逃げた人なのでしょう。自分の選択が世の中から否定され，いけないことをしているのだろうかと益々自分を責めました。

7　そんなに追い込まれる前に，いわきに帰れるのだから帰れば良かったとのだと言う人がいるかもしれません。

しかし，事故前後で放射線量が 1 ケタも違うのに，どうして安全と言えるのでしょうか。一般の人が年間に浴びても差し支えないと言われている国際放射線防護委員会の年間 1 ミリシーベルトという基準を，事故前までは日本も支持してきました。しかし，日本は事故後になぜか 20 ミリシーベルトに引き上げて安全だと言い張っています。しかもこれは，標準的な大人が基準です。それを，身体の小さな子供，妊婦さんなどにも同じように当てはめているのです。そんな根拠のない曖昧な「安全」という言葉を誰が信じられますか。公表されている線量は空間線量です。土壌にはもっと高い線量の放射性物質があるのです。そんなところで，子供たちを泥だらけにして遊ばせられるはずがありま

せん。

低線量被ばくについては，科学的にはまだまだ解明されていないことが沢山あります。健康被害を及ぼす可能性が少しでもあるならば，それを回避したいと考えるのは親としては当然のことだと思います。しかし，国が一方的に線引きした避難指示区域以外は「自主避難」と呼ばれ，何の補償もされません。「ホットスポット」と呼ばれる，現に空間線量の高い地域からの避難も「自主避難」です。

8　私の心からの願いは，もちろん事故前の線量に戻してほしいということです。でも現実にはそれは不可能です。だからせめて，東電と国に対しては，きちんと謝って欲しいのです。今まで福島の住民に沢山の嘘をつき，情報を隠して，やるべき安全対策を怠った。その結果，福島の人たちを分断し，私たちが築いてきたささやかな幸せを全て奪った。その責任をきちんと認めて，正面から謝って欲しいのです。そして，積極的に情報開示してください。そうでなければ真摯に反省しているなど到底言えません。口で謝るだけなら，いくらでもできます。心から反省しているなら，どうか姿勢で示してください。

東電は，これまで東電自身の責任についてきちんと裁判の対応をしていません。「お金払ったんだから文句ないでしょ」と言わんばかりです。お金をもらっても，情報を隠したままで，自分の過失も認めずに，きちんと謝ってもらえないのなら意味がありません。私はそんなお金ならいりません。お金をもらうために，こんな大きな犠牲を払ったのではないのです。私はそういう気持ちなのです。

裁判官の皆さんには，どうか想像力を最大限働かせて，この原発で避難を余儀なくされた人の立場に立って，そして，公正な判断をして欲しいと思います。そしてこのような事故が二度と起こらないようにして欲しいと思います。

以　上

第８回期日 原告代理人弁護士意見陳述（全文）

（編集注）　以下の意見陳述は、原告弁護団から事前に提出された第16準備書面（IAEA報告書の内容について）と、第17準備書面（津波対策の不備の過失について―予見の対象）に基づいて述べられています。そのため準備書面および各種データを参照しないと内容を理解しにくいのですが、掲載不可能な分量のため割愛せざるを得ませんでした。ご理解ください。

平成26年（ワ）第501号　損害賠償請求事件
原　告
被　告　国、東京電力株式会社

代理人意見陳述
平成27年11月25日
さいたま地方裁判所第２民事部　御中

原告ら訴訟代理人 弁護士　中山　福二　他

被告国の責任、及び被告東京電力の過失について、原告ら代理人の意見を述べます。

第１　IAEA報告書の内容について（第16準備書面の内容）

1　平成27年８月31日、国際原子力機関（IAEA）は、福島第一原子力発電慮事故を総括する最終報告書を公表し、この報告は、９月のIAEA総会で採択されました。

周知のように、IAEAは、国連IAEA憲章の加盟国批准を得て発足した組織であり、原子力利用・研究に関する世界最大で最も権威を有する機関です。

ここでは、IAEA報告書の指摘のうち、原告らが第16準備書面において主張した内容の一部を述べます。

2　第１に、原告らはこれまで、原子力発電所の安全対策のために地震や津波の規模を想定するにあたっては、その地域で過去に記録された最大の地震・津波（既往最大の地震・津波）を基準にするのでは足りず、「想定しうる最大規模」のものを考慮しなければならないということを繰り返し主張してきました。このことは、原告第４・11・12準備書面で詳しく述べています。

この点について、IAEA報告書では、次のことが指摘されています。

①　国際的に見れば、1960年代から1970年代、地震や津波の危険性を評価する際、当該地域で歴史上記録された最大の地震の強度や規模を増加させ、かつその震源モデルを、原発からもっとも近い距離に設定することによって安全裕度を増すことが、当時の国際慣行であったこと

②　しかるに、福島第一原発では、単に当該地域の歴史データそのままで実施されており、上記に述べたような国際慣行を無視したものだった。

1960年代にすでに、地震や津波の危険性の評価は、短期間の歴史地震・津波のデータに基づく試算でしかないことから、データには不確実性があることから、安全余裕、大きく誤差を取ることは国際慣行であったのです。当時、国際的には、歴史上の記録よりも地震規模をさらに大きく評価し、その地震が原発立地地点に最も近い海域で発生したと想定して、当該原発の津波対策をすることが国際慣行になっていました。

それにもかかわらず、福島第一原発では、歴史上の地震の規模を増大して、発生位置を近海に設定するといった設計上の考慮がされていませんでした。

また運転開始後も、知見の発展に伴い、福島第一原発に約15mまで遡上する津波が発生する可能性があることが明らかになったにもかかわらず、被告らはこれに対して迅速な津波対策をとりませんでした。IAEAは、これらの点を、厳しく批判しています。

3　次に、原告らは、第13・15準備書面において、全交流電源喪失を引き起こさないためには、SBO（全交流電源喪失）対策が重要であること、特に電源喪失を防止するためには、溢水対策が重要であることを、主張してきました。電源設備は水に対して脆弱であることから、原子力発電所を安全に運転するためには、非常用電源設備等の重要な電源設備が、溢れた水によって機能喪失しないよう防水対策することが、非常に重要なのです。

IAEA報告書は、1991年に福島第一原発で発生した配管破損事故によって、地下に非常用電源設備等が配置してあることによって、浸水する危険性があることが明らかになったことを指摘したうえで、それに対する十分な溢水対策が行われなかったことを指摘しています。

1991年の福島第一原発の排水管破損事故は、原告らも第13・15準備書面において指摘した重大な事故でした。

4　また、IAEA報告書は、日本の原子力規制の「安全文化」のあり方にも問題があったとしています。

IAEA報告書によれば、「安全文化」とは「最高の優先度をもって、原子力発電所の安全問題がその重要性にふさわしい注目を受ける、組織及び個人の特性と姿勢を集約したもの」とされています。

IAEAは、日本では、原発関係者の大多数が既存の原子炉の安全性に疑問を唱えない風土があり、これが必要な安全対策が積極的・迅速に行われない原因になった、と断じ、被告らが原発の「安全神話」にとらわれていたことを批判しています。

5　被告らは、これらのIAEA報告書の分析・評価を真摯に受け止めなければなりません。

第２　予見の対象についての被告らの主張の誤り（第17準備書面の内容）

1　原告らはこれまで、被告らが、福島第一原子力発電所において、地震に伴う津波による浸水から重大な事故が発生し得ることを、予見できたと主張してきました。そして、被告らの注意義務の前提となる「予見の対象」は、「福島第一原子力発電所の建屋が設置された敷地高（O.P.＋10メートル：O.P.＝小名浜湾平均海面）を超えて建屋敷地を遡上しうる津波」であると主張しています。

これに対して、被告らは、実際に福島第一原発に到来した本件津波が予見の対象であると主張しています。具体的には、被告国は、「実際に福島第一発電所に発生、到来した本件地震及びこれに伴う津波（O.P.＋約11.5～約15.5メートル）と同程度の地震及び津波の発生、到来について予見可能性があったといえなければならない」とし、被告東京電力は「本件原発の所在地において本件地震によって発生したような高い津波（O.P.＋15.5m）が発生することを具体的に予見することは不可能であった」としています。

しかし、被告らが主張している「津波の高さ」は、本件津波の建屋敷地における最大「浸水高」であり、海上面が上昇した高さである「津波高さ」ではありません。

2　前提として、「津波の高さの予見」といった場合には、2つの問題があります。第1に、原子炉施設の立地する海岸線に到達した津波が、敷地高を超えるか、という「本来の津波規模」についての予見可能性の問題です。そして第2に、敷地高を超えて陸地に遡

上した津波が、建物や地形に応じて現実にどのように浸水するか、という「陸上における遡上態様」の問題です。

このうち、敷地に乗り上げた津波は、細かい地形や建物の配置などによって複雑な挙動を示すので、その動きを正確に予測することは不可能です。津波研究の専門家である首藤伸夫氏も、政府事故調のヒアリングにおいて「遡上高は50m離れただけで2mも異なることがある。建物にぶつかった波は壁に沿って駆け上げるが、建物のないところに来た波はそのまま流れていき、大きな遡上高の差が生じる。到達する波の大勢はわかるが、細部は不明点があることを認識し、防水対策を考えておく必要がある。」と述べています（甲A75-2。下線部は引用者）。したがって、被告らに津波対策を行う義務が発生する前提として、遡上した津波の具体的な挙動を予見できたことも必要である、という被告東電の主張は不当です。

本訴訟で、被告らは、敷地高を超える高さの津波と言うだけでは、事故発生の予見はできないと、予見の対象として不十分であるかのように主張しています。しかしそもそも被告ら自身も従前、原発の安全対策を考慮するにあたり、津波の危険性の試算や評価において、津波が建屋敷地高を超えるか否かを、安全性を確保する決定的な「分岐点」としてきたのです。津波到来による原子炉施設への影響についての検討は、想定される津波が原子炉建屋敷地を超えて遡上することがあるか否か、という観点から行われるものです。本訴訟での被告らの主張は明らかに失当です。

敷地高を超える津波が到来すれば、建屋内部に水が入り込み、重要設備が浸水・被水することで全交流電源喪失に至る現実的危険が発生します。このことは原告らが、第4・13準備書面等において主張したところです。

原子炉施設の津波に対する安全性の基準とされるのは、被告らが指摘するような「浸水高」ではなく、海岸線を基準として、津波が敷地高を超えて遡上するか否かという「津波の高さ」で考えなければなりません。

3　このように考えれば、津波が陸地に遡上したことによって「建物や設備に残された変色部や漂着物等の痕跡の基準面からの高さ」を意味する「浸水高」や、「津波が内陸にかけ上がった結果、斜面や路面上に残された変色部や漂着物等の痕跡の基準面からの高さ」を意味する「遡上高」を予見の対象とすることは誤りであるといえます。

添付の現地図をご覧下さい。本件事故で福島第一原発を襲った津波は、4号機の南側付近で「浸水高 O.P.+15.5m程度」を記録していますが、その地点よりも海岸線に近い1号機のタービン建屋付近では、「浸水高　O.P.+12m以上」とされています。このように、同じ津波でも「浸水高」は観測地点によって異なるのですから、ある地点で「O.P.+15.5m」の「浸水高」を観測したからといって、それを予見の対象とするのは不合理です。

このように、被告らの主張は、予見可能性について、そもそも複雑な挙動をする遡上した津波によって形成される「浸水高」の最高値について論じている点で、その前提を誤っているのです。

以　上

「2015 原発事故被害者の切り捨てを許さない東京集会」報告

桂川（かつらがわ） 潤（じゅん）（福島原発さいたま訴訟を支援する会）

福島原発事故に関する損害賠償請求訴訟は、全国18の裁判所で争われ、原告数は1万人を超えています。東電や国・県などに対する共同行動や情報の共有のために、2015年、二つの全国組織が結成されました。

一つは5月に結成された**「原発事故被害者団体連絡会」（略称：ひだんれん）**。21団体・約2万5千人が参加し、訴訟を闘う団体同士を結ぶ全国組織です。

もう一つは10月に結成された**「「避難の権利」を求める全国避難者の会」**。訴訟とは別に、全国に散らばった被災者個々を横につなげる組織です。

12月5日、東京・田町交通ビルで、両団体が中心となって**「2015 原発事故被害者の切り捨てを許さない東京集会」**が開かれました。集会の目的は、「避難の権利と健康に生きる権利を！」「住宅支援と賠償の打ち切りを撤回させよう！」です。

「ひだんれん」の**佐藤和良**共同代表は、「原発事故の風化が進み、2020五輪にむけて被害者の切り捨てが進められています。原発事故子ども・被災者支援法の理念はすばらしいが、その立法精神が骨抜きにされている。帰還の強制・被ばくの強制に何としても抵抗したい」と挨拶。

「全国避難者の会」の**長谷川克己さん**は、「現実から目を背けず、真実を追求するのが、子どもたちへのせめてもの罪ほろぼし。闘いとられる権利は、将来の子どもたちのために、故郷の同胞のためにつながっていく。国や県は〈避難するか、留まるか〉の選択の自由を保障し、被害者の当時者性を尊重すべきであり、避難者が迫られている〈被ばくか貧困か〉の二択を打ち破りましょう」と、静かな決意を込めて語りました。

連帯の挨拶に立ったルポライターの**鎌田慧**さんは「本日は反原発関連の４つの集会が重なっていますが、わたしも含め〈再稼働反対、脱原発〉という目標へと前に進むことばかり考え、実際に被害を受けた被災者を十分に顧みなかった運動の至らなさを反省しています。被災者切り捨ては、精神的な拷問であり、隔離政策です。被災者ともっとつながった反原発運動を展開しなければなりません」と述べ、自身の出身地・青森の空襲を例にとって「青森空襲では、米軍が空襲の予告ビラを撒き、それを見た住民がいったん避難したにもかかわらず、士気に係わると行政側が連れ戻して大きな被害を出しました。行政が気にするのは自分たちのメンツだけ。住民の命などどうでもいいのです。子どもの甲状腺ガンの問題に、家族・肉親は声を上げづらいでしょうが、かつてアメリカはロングラップ島の被爆者を放射線研究の材料としました。人体実験のような帰還強要は非人道的行為です」と述べました。

反貧困ネットワーク世話人の**宇都宮健児**弁護士は、「母子避難者の多くが貧困状態に陥っており、義援金や奨学金を受けた生活保護世帯から保護費を差し引く動きまであります。その一方で復興特別法人税が廃止されるという金持ち優遇のやり方は許せません。チェルノブイリ法においても、避難するか／留まるかが選択でき、健康診断も受けられる。日本でも避難の権利が確立されなければなりません」とアピールしました。

支援打ち切り反対の高まりに対して、福島県は住宅補助を３年間で段階的に削減する方針を出したものの、「帰還方針」の基調は変わりません。

2016年１月30日には、東電の旧経営陣を東京第五検察審査会が「強制起訴」した福島原発刑事訴訟の支援団が発足します。福島原発事故による損害賠償と責任の明確化を求めて、2016年は年初から大きなうねりが起こりつつあります。

あの『日本と原発』の続編『日本と原発 4年後』自主上映会のご案内

昨春の自主上映で好評を博した『日本と原発』に続き、監督・製作にあたった河合弘之弁護士が「日本の原発の全ての論点を論じ尽くた」という渾身の続編。「福島原発さいたま訴訟」の原告・弁護団からも、裁判の経緯と意義についてのお話しをいただき、被害者の権利回復と日本の脱原発を深く考える企画としました。みなさまのご参加を心よりお待ちしています！。

日時：**2016年 3月20日（日）　13:30 開場／14:00 開演**
会場：**市民会館うらわ**（浦和駅西口より徒歩7分）さいたま市浦和区仲町2-10-22
料金：**前売 800円**
主催：『日本と原発 4年後』上映実行委員会
▶前売券申込／お問い合わせ先　**090-5406-6100**（担当：森）

☞ **支援する会の年会費は一口1,000円です**（**口座番号：00130-7-550500　郵便振替口座名：福彩支援**）

ご住所、お名前、連絡先（email orお電話番号）を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。
☞ 銀行名：ゆうちょ銀行／金融機関コード：9900／店名：〇一九店(ゼロイチキュウテン)／店番：019／預金種目：当座／口座番号：0550500

福島原発さいたま訴訟を支援する会
＊**吉廣慶子**（みさと法律事務所）
341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MT ビル 2F みさと法律事務所　tel：048-960-0591　fax：048-960-0592
＊**北浦恵美**　Email：apply@fukusaishien.com　tel：04-2943-7578　fax：04-2943-7582